

初 鹿 通 信

第 184 号

令和 3 年 10 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所(認定経営革新等支援機関)

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

まん延防止協力事業者応援金について

新型コロナウイルス感染拡大によるまん延防止等重点措置に伴い、山梨県より発出された休業要請等に応じた市内の飲食店等を支援するため、**各市町村から応援金の支給**が決定しています。甲府市の例を記載いたしますが、**各市町村で制度の有無、交付要件、申請期間、交付額の金額が異なる場合があります**ので、ホームページ等をご確認ください。

〈交付要件〉

山梨県のまん延防止等重点措置に伴う休業等要請が発出されている、令和3年8月20日(金)から令和3年9月12日(日)までの間、山梨県のまん延防止等重点措置に伴う休業等要請に応じている事業者のうち、次の項目すべてに該当する事業者

- ① 甲府市内において、飲食店・喫茶店等(居酒屋を含む。宅配・テイクアウトサービス、ホテル・旅館の宿泊客への個別の飲食の提供を除く。)、遊興施設(接待を伴う飲食店等)、結婚式場のいずれかを営んでおり、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている事業者
- ② 事業に必要な許認可を取得している事業者
- ③ 納期が令和2年1月31日以前の市税を滞納していない者

〈交付金額〉

・やまなしグリーン・ゾーン認証施設：1施設あたり一律15万円

(休業等要請期間中にやまなしグリーン・ゾーン認証を申請している事業者を含む。ただし、グリーン・ゾーン認証を取得するまでは、休業している必要があります。)

・やまなしグリーン・ゾーン認証以外の施設：1施設あたり一律5万円

〈申請期間〉

令和3年9月3日(金)から令和3年10月31日(日)まで(当日消印有効)郵送による申請

まん延防止月次応援金について

令和3年8月、山梨県に発出されたまん延防止等重点措置に伴い、国の月次支援金の交付決定を受けた市内の事業者等を支援するため、**各市町村から国から支給された月次支援金の2分の1の支給**が決定しています。甲府市の例を記載いたしますが、**各市町村で制度の有無、交付要件、申請期間、交付額の金額が異なる場合があります**ので、ホームページ等をご確認ください。

〈交付要件〉

- ① 令和3年8月、山梨県に発出されたまん延防止等重点措置に伴い、8月、9月分の月次支援金の交付決定を受けた事業者で、甲府市内に店舗、事業所のある中小法人・個人事業者等
- ② 事業に必要な許認可を取得している事業者
- ③ 納期が令和2年1月31日以前の市税を滞納していない者

〈交付金額〉

国から支給された月次支援金に2分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て)

※2か月分をまとめて申請する場合には、月ごとに月次支援金に2分の1を乗じた額(1,000円未満切り捨て)を合算し支給する。

〈申請方法〉

令和3年9月10日(金)から令和4年1月31日(月)まで(当日消印有効)郵送による申請

雇用調整助成金の特例措置延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年9月30日までを期限に雇用調整助成金の特例措置が実施されておりましたが、この特例措置を**令和3年11月30日まで延長**することとなりました。

最低賃金改定について

山梨労働局では、毎年、山梨県最低賃金の見直しのため、山梨地方最低賃金審議会の審議、意見を尊重して最低賃金の改定を行っています。本年も審議の結果、**令和3年10月1日**より、最低賃金の改定がなされることとなりました。変更内容は下記の通りです。他県については別途お問い合わせください。

賃金(1時間あたり) (山梨県) 現行 838円 → **改定後 866円**

(東京都) 現行 1,013円 → **改定後 1,041円**

(千葉県) 現行 925円 → **改定後 953円**

なお、次の手当等は最低賃金に算入されませんのでご注意ください。

- ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ② 時間外・休日・深夜手当
- ③ 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ④ 1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。